

2019 年度

日本市場における「責任ある機関投資家」の 諸原則への取り組みと自己評価

対象期間：2019年4月1日–2020年3月31日

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ (SSGA) のアプローチ

スチュワードシップの考え方、取り組み及びプロセスに関する透明性を高めるべく、SSGA のアセット・スチュワードシップ・チームは、議決権およびエンゲージメントに関するガイドラインを作成しています。これらのガイドラインは、SSGA のスチュワードシップ活動の目的を伝え、議決権行使のアプローチへの理解や、投資先企業に対するエンゲージメントを促すように構築されています。スチュワードシップに係る SSGA と企業との関わりが ESG の視点を軸に効果的かつ有意義であり続けることを担保するべく、市場毎の固有事情や基準を考慮しつつ、内部プロセスやガイドラインを定期的に見直しています。現行のガイドラインは [SSGA ウェブサイト](#) でご覧いただけます。

SSGA では、各企業や業種にとって重要（マテリアル）と考えられる ESG 項目をエンゲージメントの議題や議決権行使判断の重要な要素として積極的に取り入れており、その目的に資するために、透明性が高いかたちで第三者データを組み合わせた当社独自の ESG 評価スコア、R-Factor™ を活用しています。

日本市場における取り組みと自己評価

- グローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドラインを更新
- 日本市場を対象とした議決権行使ガイドラインを更新
- 各ガイドラインの日本語での開示
- 新たに開発した当社独自の ESG スコアである R-Factor™ に関してレターやペーパー、対話を通して幅広く顧客と投資先企業に発信

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである

SSGA のアプローチ

SSGA は、親会社であるステート・ストリート・コーポレーション、SSGA 自身、関連会社、運用ファンドおよび運用ファンドの関連組織と、株主総会議案や企業との関係から生じ得る、SSGA のスチュワードシップ責任に対する不適切な影響を排除することを目的に、プロセスとガイドラインを構築しています。

ガイドラインの策定には運用、コンプライアンスおよび法務の専門家からなる SSGA グローバル議決権審査委員会がガイダンスを提供し、グローバルのインベストメント・コミティが最終的な監督責任を負います。当社関連の投資対象を保有する場合には、議決権行使の判断を独立した第三者組織に当社方針に従って行使するように委託しています。

議決権行使およびエンゲージメント活動における利益相反に関するガイドラインは、[SSGA ウェブサイト](#)でご覧いただけます。

日本市場における取り組みと自己評価

- グローバル議決権行使およびエンゲージメント活動における利益相反に関するガイドラインに基づき管理
- 日本語でのグローバル議決権行使およびエンゲージメント活動における利益相反に関するガイドラインの開示
- 2019 年度において利益相反の該当事案および要検討事案はなし

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスケジュール責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

SSGA のアプローチ

SSGA の議決権行使およびエンゲージメントのアプローチは、頑健かつ先進的なガバナンス構造を持ち、持続可能な実践を行う企業が、長期的に持続可能な価値創造とリスク管理の実現において優位に立つという信念に基づいています。

多大なインデックス型運用戦略を管理する、世界の主要株式指数を構成する銘柄の半永久的な保有者として、長期的なガバナンスと持続可能性に関する課題に影響をもたらすべく、SSGA は企業に対する意見（Voice）と議決権行使（Vote）を用います。

エンゲージメントに関するアプローチではインパクトを重視しており、エンゲージメントプログラムは、ESG（環境、社会およびガバナンス）リスクを軽減し、持続可能な長期的成長を促進するために、独自のスクリーニング手法を通じて対象企業を選定することを図ります。

日本市場における取り組みと自己評価

- エンゲージメントおよび議決権行使の優先順位付けプロセスを継続
- グローバルの優先順位付けスクリーニングを日本市場に活用
- 日本市場を対象に、ジェンダーダイバーシティとガバナンスのスクリーニングを活用し、新たに自社 ESG スコアである R-Factor™ を活用した ESG スクリーニングも開始

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである

SSGA のアプローチ

長期的投資家として、企業との長期的なパートナーシップの構築を迫ります。また、ESG 関連開示の最良実践を企業に促すべく、経営陣や取締役会と建設的な対話を行い、必要に応じて SSGA の期待や議決権行使の判断根拠を明確に伝えます。さらに、投資対象企業に SSGA の考えを提示し、ESG 実践の改良に導くべく、SSGA の先駆的思考を著した文書（ソートリーダーシップ）を開示しています。

日本市場における取り組みと自己評価

- 日本市場へのフォーカス拡大に沿ってエンゲージメント対象企業数を 2017 年の 25 社から 2018 年は 32 社、2019 年に 66 社に増加

- 当社の理念について [2018-19 スチュワードシップ活動レポート](#)と[四半期活動レポート](#)において開示・発信
- スチュワードシップ活動レポートについて日本語での定期開示を開始
- SSGA の先駆的思考に関する様々な文書（ソートリーダーシップ）の開示を継続し、当社の意向を幅広く企業へ呼びかける年次 CEO レターを含めて日本語での開示を拡大（2020 年には当社 ESG スコアの R-Factor™ を議決権行使基準として活用する旨を公表）
- 2020 年には新型コロナウイルス環境下でのエンゲージメント方針についてレターを発信・開示

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである

SSGA のアプローチ

グローバルのインベストメント・コミティと日本の投資政策委員会において承認および監督された議決権行使ガイドラインを作成しています。グローバル市場全体の原則と、日本市場を含め、6 市場（地域）に固有のガイドラインをウェブ開示しています。SSGA のガイドラインは、個別市場毎の固有事情や基準を考慮しつつ、ガバナンスのグローバル原則に基づき、より優れたガバナンスと持続可能性の実践を投資対象企業に促すべく構築されたものです。

当社では議決権行使プロセスの補佐に、Institutional Shareholder Services (“ISS”) を主とする複数の第三者サービス・プロバイダーを活用しています。当社独自の議決権行使ガイドラインを個別案件へ適用するに際して、議決権行使指図プロセス執行および管理サービスを委託し、また当社独自の分析を補完する情報提供を受けています。

日本市場における取り組みと自己評価

- グローバルや各国地域版とともに日本市場を対象とした[議決権行使ガイドライン](#)を更新（議決権行使プロセスにおける助言会社の活用を含む）
- 議決権行使結果の開示内容は[ウェブサイト](#)でご覧いただけます。

原則 6

機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである

SSGA のアプローチ

SSGA は世界最大規模の資産運用機関の 1 社として、顧客口座における投資資産のスチュワードとして活動することを重大な責務として受け止めています。

顧客の為の活動であることから、SSGA のアプローチにおいてその透明性が重要であると考え、透明性を保つことがその活動に関して説明責任を持つことを可能にします。注目のテーマに関する定期および随時の文献公表や、年次の優先順位付けプロセス、および顧客への報告を利用してインパクト拡大を図ります。スチュワードシップ活動に関するニュースレターを四半期毎に発行し、より包括的な年次活動報告も発行しています。また、年次でグローバル全市場を対象として議決権行使結果も開示しています。

SSGA の報告や各種刊行物は[ウェブサイト](#)でご覧いただけます。

日本市場における取り組みと自己評価

- エンゲージメントを通じた洞察や当社の理念について、[2018-19 スチュワードシップ活動レポート](#)および[四半期活動レポート](#)にて日本語を含めて定期的に開示

- 議決権行使結果の開示内容は[ウェブサイト](#)でご覧いただけます。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである

SSGA のアプローチ

SSGA が責任ある投資家としての責務を果たすことを支えるべく、コーポレートガバナンスおよび ESG に関する専門家で構成される専任チームを有し、アジア太平洋、欧州・中東、および米州地域に渡ってメンバーをグローバルに配置しています。専任チームは、企業とのエンゲージメントでの協働や、個別企業のファンダメンタル情報の共有で、SSGA のファンダメンタル・アクティブ運用チームや、その他の運用チームと連携します。

SSGA では投資先企業のパフォーマンスを、独自の分析と企業対話の両面を通してモニタリングしており、企業の経営戦略やパフォーマンス、ガバナンス慣行、財務管理やリスク管理の理解に努めています。その中で、各企業や業種にとって重要（マテリアル）と考える項目を中心に ESG 評価を取り入れています。

またエンゲージメントや議決権行使において、当社独自の ESG 評価スコアである R-Factor™ を活用しています。R-Factor™ はポートフォリオ運用における発行体の選別にも活用可能で、ESG の観点でスチュワードシップと投資の連携に努めています。

日本市場における取り組みと自己評価

- アセット・スチュワードシップ担当チームによりグローバル市場をフルにカバー
- アセット・スチュワードシップチームは日本拠点を含むアジア太平洋地域に配置された運用チームと連携を強化
- 新たに開発した当社独自の ESG スコアである R-Factor™ に関してレターやペーパー、対話を通して幅広く顧客と投資先企業に発信

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである

当社には該当しません。

留意事項

本資料は、弊社の運用に関する見解や手法等をご紹介するために作成・提供されるものであり、特定の金融商品への投資を勧誘する目的のものではありません。本資料は、信頼しうると考えられる情報源から得たものですが、正確性・完全性は保証するものではありません。本資料には、ステート・ストリート・グループにより作成された資料が含まれています。また、内容につきましては、予告なく変更される場合があります。過去の実績は、将来の投資成果を保証するものではありません。本資料の二次使用、複写、転載等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者登録番号関東財務局長（金商）第 345 号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

ssga.com/jp

著作権© 2021 State Street Corporation. All Rights Reserved. 不許複製

Tracking Number: 3754552.1.1.APAC.RTL

Exp. Date: 9/30/2022